

特定地域づくり事業協同組合制度

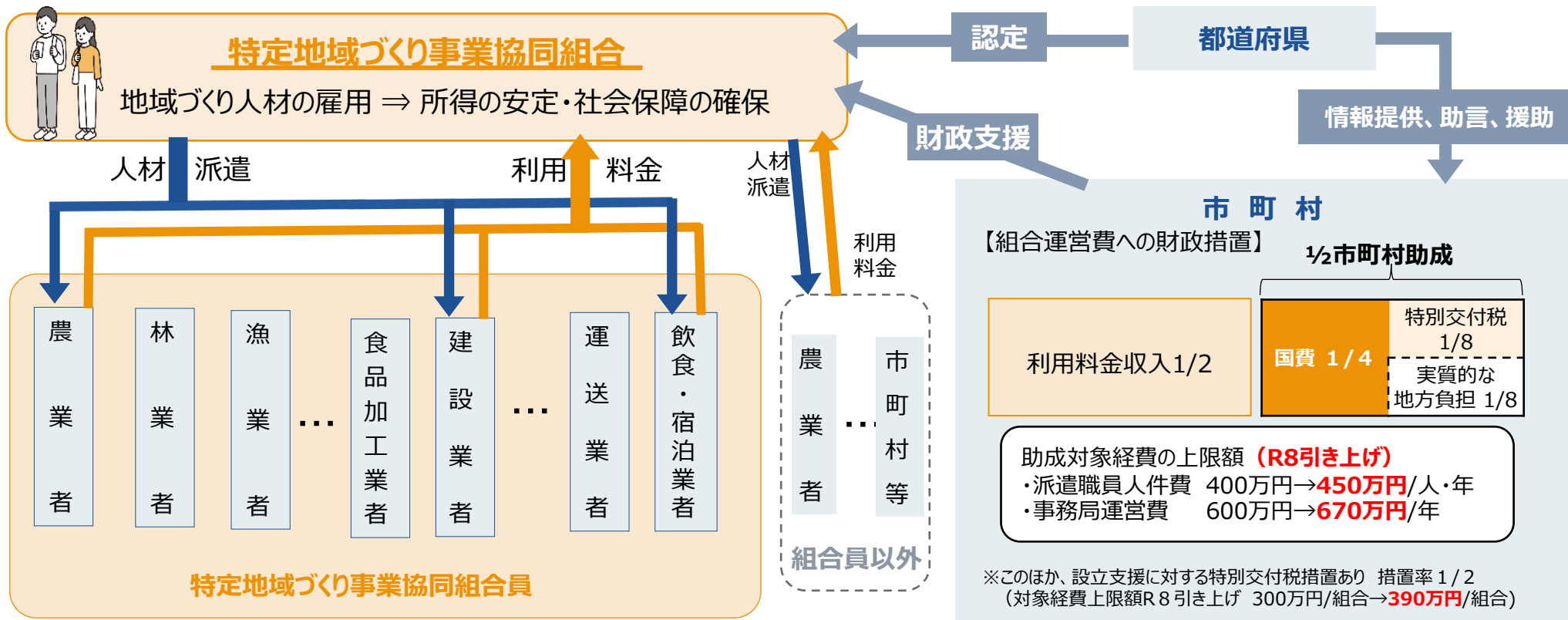
R8当初予算額案 6.2億円
(R7当初予算額 5.6億円)
※内閣府予算計上

PR動画は
こちら→

資料8



- 地域人口の急減に直面している地域において、特定地域づくり事業協同組合が域内外の若者等を雇用し、就業の機会を提供すること等により、地域づくり人材を育成するとともに地域社会の維持・地域経済の活性化を図る。

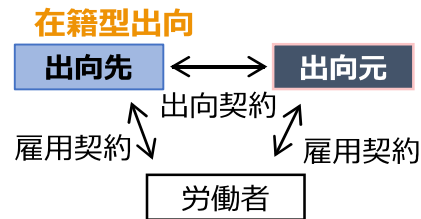


POINT

- 地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出、地域の担い手を確保
- 対象は、人口規模や密度等に照らし、人材確保に特に支援が必要な地区として知事が判断
- 事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定 (10年更新制)
- 令和7年3月に改正法が成立し、組合員以外への派遣について利用規制を緩和
(員内利用の20%まで → 関係市町村等への派遣に限り、員外利用規制の上限を員内利用の50%まで緩和)

建設業務への在籍型出向の活用について（地方分権提案を受け、令和5年度に明確化）

- 特定地域づくり事業協同組合において、**農閑期も含めて組合で安定した通年雇用を実現できるよう、建設業務への派遣を可能とするよう**自治体から提案があった（令和5年度地方分権提案）。
- 提案の趣旨や、組合が都道府県の認定を受けている特別の事情等も鑑み、組合の職員が在籍型出向によって現行の労働者保護措置を保ちつつ、建設業務に従事する場合の要件について**以下のとおり整理**。

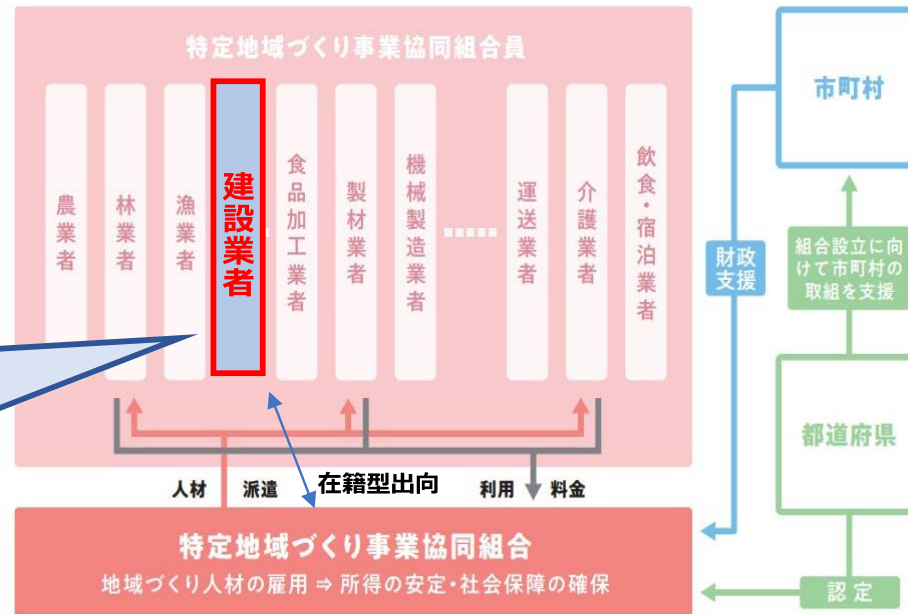


※在籍型出向は、
 (1)関係会社での雇用機会の確保
 (2)経営指導、技術指導の実施
(3)職業能力開発の一環
 (4)企業グループ内の人事交流の一環
 等の目的を有して行われる必要がある

**農閑期を含め
年間を通じた安定した雇用を実現**

(出向先の建設業者)

- ・建設業務に従事
- ・出向先と雇用契約
- ・研修の実施



在籍型出向によって建設業務に従事させる場合の要件

- ① **組合の雇用する労働者と出向先（建設業者）との雇用契約の締結** 建設業務については、現行の法令による特別の保護措置が組合の雇用する労働者にも適用されるよう、出向先の建設業者と雇用契約を結んだ上で建設業務に従事すること。
- ② **出向者に対する研修の実施** 建設業務に関する知識・技術・技能（地域での継続就労に資するような汎用性のある技術や技能）について、OFF-JT、OJT、安全教育、自社社員向けの研修に参加させる等の方法により研修を実施すること。

県内における組合の認定状況（令和7年度交付決定ベース）

市町村名	組合認定	派遣職員数 (R7年度 延べ人数)	派遣先組合員数 (事業者数) (R8.4現在)	業 種
上越市 (清里区)	R4.5	4名	8者	農業、造園業 等
阿賀町	R4.11	3名	7者	酒造業、建設業（除雪）、道の 駅、旅館、飲食製造業、農業 等
十日町市	R5.5	10名	19者	建設業（除雪）、地域づくり団 体、林業、農業、旅館、福祉、 不動産 等
妙高市	R5.5	11名	12者	地域づくり団体、建設業（除 雪）、飲食、農業、林業、観光 業、不動産業、酒造業 等
佐渡市	R6.7	8名	11者	観光業、宿泊業、製造業、飲食 業 等
村上市	R7.11	0名	15者	農業、食料品製造業、飲食料品 小売業、レストラン、自動車整 備業 等